



広原 第 12 号
平成 11 年 12 月 27 日

米子市議会議長
平田 賢 様

中国電力株式会社
取締役社長
高須 司 登



島根原子力発電所異常時の連絡等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当社事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、9月30日に茨城県東海村の原子燃料加工会社で発生した臨界事故は、安全の確保が大前提である原子力産業において極めて重大な事故であり、私ども電力会社はこれを原子力に携わる事業者全体の問題として重く受け止めております。

中国電力では、これまでも原子力発電所の安全確保に最大限の努力を重ねてまいりましたが、この度の事故に鑑み安全確保に一層万全を期すよう徹底するとともに、原子力の安全文化を広く原子力産業全体に行き渡らせ、今回のような事故が二度と起きることのないよう、全国の電力会社等とともに「ニュークリアセイフティネットワーク」を設立いたしました。

島根原子力発電所においては、多重の安全対策を講じており、周辺に放射線による影響を及ぼすような事故が起こることは考えられないことではございますが、地域の皆様にご理解とご安心いただけるよう別紙のとおり異常が発生した場合には、鳥取県に連絡させていただくことといたしました。

また、防災対策については、国において原子力災害対策特別措置法の制定など整備・充実が進められているところであり、当社はこの内容を踏まえて防災対策を一層充実することとしていますが、貴市が原子力に関する防災について整備される場合にも協力してまいりたいと考えております。



なお、安全協定に関しましては、これまで回答申し上げているとおり、国は8～10kmを越える地域については予めの原子力防災の対策は不要と考えられていることから、安全協定の締結範囲を拡大することは考えておりません。しかしながら、安全協定の重要な項目である異常時の連絡について、前述のとおり今後実施させていただくこととしましたので、何卒ご賢察のうえご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社は原子力発電所の安全・安定運転を継続するとともに、情報公開・情報提供を積極的に実施する所存でございますので、今後とも、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

※ 異常時の連絡について、鳥取県と同様に米子市(30圏内
(同僚市町村)にも連絡する旨重ねて要請

島根原子力発電所異常時等の連絡内容等

1. 連絡事項

中国電力株式会社は、次に示す事象が発生した場合、速やかに鳥取県に連絡する。

- ①島根原子力発電所において、周辺環境に影響の恐れのある事象が発生した時
- ②新燃料の輸送中に鳥取県内において放射性物質の汚染を伴う事故が発生した時

2. 発電所敷地内の放射能の連絡基準値

発電所敷地内の放射線測定装置が以下の連絡基準になった場合に連絡する。

計器名	連絡基準
モニタリングポスト	220 nGy/h

計器名		連絡基準 A [下記の状態が10時間続くとき]	連絡基準 B [下記の状態になったとき]
1号機	排気筒モニター	500 cps	1000 cps
	放水路水モニター	7 cps	70 cps
2号機	排気筒モニター	500 cps	1000 cps
	放水路水モニター	8 cps	80 cps

計器名	連絡基準	備考
サイトバンカー 建物排気筒モニター	150 cps	積算値が左の値になったとき

(注) 計器の不調等は除く。

3. 連絡ルート

島根原子力発電所⇒中国電力鳥取支店⇒鳥取県（鳥取県の指定する部署）

(注) 米子市・境港市へは鳥取県から連絡

4. 連絡体制・連絡先

24時間体制とし、中国電力鳥取支店から鳥取県へ連絡する。

5. 連絡方法

電話（または防災行政無線電話）ならびにファクシミリによる。

6. その他

上記に関し、法令等（原子力災害対策特別措置法を含む）に変更が生じた場合は、その都度協議する。

以上